

■第4回市民自治推進会議—資料1 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について

札幌市自治基本条例	第3次市民自治推進会議における評価	各条項に係る主な取組・条例等	現状評価・課題抽出																																	
<p>前文</p> <p>私たちのまち札幌は、北の大地に、自然の恵みとともに暮らしてきた人たちと、日本各地から移り住んできた人たちとが、それぞれの伝統と文化を紡ぎ、はぐくみながら、外国の先進の英知も取り入れて、北方圏の拠点都市として飛躍的な発展を遂げてきました。</p> <p>「わたしたちは、時計台の鐘がなる札幌の市民です」とうたい出される札幌市民憲章は、こうした札幌の歴史と風土そして自然環境を誇りとし、昭和38年に市民の総意として制定され、永く市民の心のよりどころとなっています。</p> <p>私たちには、この気高い市民憲章を札幌の心としながら、先人の築いたまちを、更に良いまちにして未来の世代に継承していく責任があります。</p> <p>私たちは、平和を愛し互いを尊び、多様な価値観を認め合って、すべての市民が平穏な暮らしの中で自己実現できる札幌でありたいという、一人一人の札幌への思いが、世界の人々が思い描く理想と響き合うことを願っています。そして、自らの権利と責務を重く受け止め、多様な人の縁と地域の絆を大切に力を寄せ合い、まちづくりのために自ら主体となって選択し行動することにより、大都市でありながら一人一人の思いや声が調和の中で生かされる、市民自治を実感できるまち札幌を目指します。</p> <p>そこで、私たちは、まちづくりの担い手である市民と議会、行政の役割や関係を明らかにし、私たちのまちを私たちみんなの手で築いていくために、まちづくりの最高規範として、ここに札幌市自治基本条例を制定します。</p>	<p>&lt;H28 評価結果&gt;前文関連</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前文は国際的な意識が強いが、一方で福祉や防災等、市民にとって身近な事柄に関する記述が薄い傾向がみられる。特に、防災については、近年の大規模災害の発生等により市民の意識が高まってきていることも踏まえ、このような市民に身近な観点からの表現を盛り込むべきか否かについて検討した。</li> <li>・前文では、これまでのさっぽろの発展の経過と、市民自治によるまちづくりを進めるうえでの理念的な事柄を述べており、防災などのまちづくりの視点や目的については、第2条における「安全・安心な推進」の中に包含されている。</li> <li>・市民の関心の高いまちづくりの事項は多岐にわたるものであり、前文という位置づけを考えると、前文にすべての事柄を盛り込むことはできない。このため、前文に個別の事柄を盛り込むのではなく、市民の関心が高い個別具体的な事柄については、各条項において取り組んでいくべき課題である。</li> </ul>	<p>【市民インターネットアンケート調査結果】</p> <p>◆条例の認知度</p> <table border="1" data-bbox="1745 386 2415 571"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>よく知っている</td> <td>選択肢なし</td> <td>1.5%</td> </tr> <tr> <td>内容をある程度知っている</td> <td>3.8%</td> <td>6.7%</td> </tr> <tr> <td>知らない</td> <td>71.9%</td> <td>70.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆市民自治を進めるための取組について</p> <table border="1" data-bbox="1745 659 2415 751"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>必要だと思う*</td> <td>62.3%</td> <td>57.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「必要だと思う」「ある程度必要だと思う」の合計</p> <p>◆近所等で問題が起きた時にどのような行動をとるか</p> <table border="1" data-bbox="1745 890 2415 1163"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町内会に相談</td> <td>35.8%</td> <td>31.3%</td> </tr> <tr> <td>区役所・市役所に相談</td> <td>42.9%</td> <td>43.1%</td> </tr> <tr> <td>周囲の人とともに、自分ができそうなことをする</td> <td>21.0%</td> <td>23.3%</td> </tr> <tr> <td>特になにもしない</td> <td>19.0%</td> <td>24.8%</td> </tr> </tbody> </table>		H28	R1	よく知っている	選択肢なし	1.5%	内容をある程度知っている	3.8%	6.7%	知らない	71.9%	70.2%		H28	R1	必要だと思う*	62.3%	57.5%		H28	R1	町内会に相談	35.8%	31.3%	区役所・市役所に相談	42.9%	43.1%	周囲の人とともに、自分ができそうなことをする	21.0%	23.3%	特になにもしない	19.0%	24.8%	
	H28	R1																																		
よく知っている	選択肢なし	1.5%																																		
内容をある程度知っている	3.8%	6.7%																																		
知らない	71.9%	70.2%																																		
	H28	R1																																		
必要だと思う*	62.3%	57.5%																																		
	H28	R1																																		
町内会に相談	35.8%	31.3%																																		
区役所・市役所に相談	42.9%	43.1%																																		
周囲の人とともに、自分ができそうなことをする	21.0%	23.3%																																		
特になにもしない	19.0%	24.8%																																		
<p><b>第1章 総則</b></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び議員並びに市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の役割及び責務並びにまちづくりの基本的事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。</p>	<p>&lt;H28 評価結果&gt;条例全般関連</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例の認知度は依然として低く、市民へ十分に浸透していないのが現状である。</li> <li>・市は引き続き条例の周知を図っていく必要があるが、基本条例という性質上、理念的な規定が多く、市民の日常生活と直接的な関わりが薄いため、条例そのものに市民の関心を向けることは容易ではなく、周知の方法や対象を工夫して、周知の効果をより高める方法を検討していくべき。</li> <li>・条例の本来の目的は「市民が主役のまちづくり」の実現であり、市は、条例の周知と併せて、地域活動への支援、情報提供、市民参加等、具体的な取組の推進を通して、市民が市政やまちづくりに関心を持ち、より多くの市民に参加してもらえらるための周知も図っていく必要がある。</li> </ul>																																			

■第4回市民自治推進会議—資料1 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について

札幌市自治基本条例	第3次市民自治推進会議における評価	各条項に関係する主な取組・条例等	現状評価・課題抽出
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者及び市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。</p> <p>2 この条例において「まちづくり」とは、快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。</p> <p>3 この条例において「市政」とは、まちづくりのうち市(議会及び市長等をいう。以下同じ。)が担うものをいう。</p> <p>(この条例の位置付け)</p> <p>第3条 市及び市民は、本市のまちづくりの最高規範として、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。</p> <p>2 市は、総合計画その他まちづくりに関する計画の策定及びまちづくりに関する条例、規則等の制定改廃等に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第4条 まちづくりは、市民が主体であることを基本とする。</p> <p>2 市政は、市民の信託に基づくものであることを基本とする。この場合において、議会及び市長は、緊張関係を適切に保ちながら市政を進めるものとする。</p> <p>3 市民、議員並びに市長及び職員は、それぞれの役割や責務を相互に認識し、不断の努力を重ね、連携して市民自治によるまちづくりに取り組むことを基本とする。</p> <p>(まちづくりの基本原則)</p> <p>第5条 まちづくりは、市民の参加により行われるものとする。</p> <p>2 市及び市民は、まちづくりを進めるために必要な情報を共有するものとする。</p> <p>3 市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うものとする。この場合において、市は、市政への市民参加を推進し、市民の意思を尊重するものとする。</p>	<p>&lt;H28 評価結果&gt;第2条関連</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行条例では、第2条において、市民とは「市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者及び市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体」と定義されている。</li> <li>しかし、この定義による「市民」の範囲に含まれない市税納税者(札幌市内に不動産を所有し固定資産税を納付するのみで、札幌市に居住も通勤・通学その他の活動も全く行っていない者をいう。以下「納税者」という。)についても、まちづくりに参加する権利と責務を有するとする考え方があるため、納税者を新たに条例の適用範囲に加えるべきか否かについて検討した。</li> <li>・現条例は情報共有と市民参加によるまちづくりを根幹としている。第2条で定義されている「市民」の範囲に含まれない納税者に対する情報提供や納税者の現実的なまちづくり活動への参加は困難であることを踏まえると納税者を新たに適用範囲としても、実質的な条例の趣旨目的に沿うための取組を行うことが困難。</li> <li>・空き地・空き家に係る諸問題等、納税者が市のまちづくりにおいて一定の位置を占める場合があるが、これらは自治基本条例ではなく、個々の条例や個別の施策等において対処していくべき課題である。</li> <li>・また、条例の対象となる者の範囲を拡大することは、新たに責務を課すこととなるため、十分な議論や調査、検討が必要であり、現時点で納税者を新たに条例の適用範囲に加えるのは、時期尚早である。</li> </ul>		

■第4回市民自治推進会議—資料1 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について

札幌市自治基本条例	第3次市民自治推進会議における評価	各条項に係る主な取組・条例等	現状評価・課題抽出																								
<p><b>第2章 市民</b></p> <p>第1節 市民の権利 (まちづくりに参加する権利) 第6条 すべての市民は、まちづくりに参加することができる。</p> <p>(市政の情報を知る権利) 第7条 すべての市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。</p> <p>第2節 市民の責務 (市民の責務) 第8条 市民は、互いにまちづくりに参加する権利を尊重し、相互の理解及び協力に基づいてまちづくりを進めるものとする。 2 市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、まちづくりに参加するよう努めるものとする。 3 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとする。</p>	<p>&lt;H28 評価結果&gt;第8条関連</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少子高齢化、人口減少等により地域課題が複雑・多様化している社会においては、市民と行政の協働が一層重要になっていることを市が十分に認識し、市民により積極的にまちづくりに参加してもらうために必要な情報提供や市民参加制度の整備・周知に努める必要がある。</li> <li>・市民は、市に何をしてもらおうかという視点だけでなく、市にどんな協力ができるかという視点を持つべきであり、市もその視点の必要性を認識すべき。</li> </ul>	<p>[関係条例等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌市情報公開条例 (H12.4 施行)</li> <li>・札幌市公文書管理条例 (H25.4 施行)</li> <li>・札幌市公文書館条例 (H25.7 施行)</li> </ul> <p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌市公文書館開設 (H25.7 開設)</li> </ul> <p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査広聴 (市民意識調査：年4回×5,000人)</li> <li>・指標達成度調査 (年1回×4,000人)</li> <li>・市民自治に関するアンケート調査 (H28、R2×480人)</li> </ul> <p>【市民インターネットアンケート調査結果】</p> <p>◆まちづくり活動への関心</p> <table border="1" data-bbox="1745 1150 2410 1331"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関心がある*</td> <td>62.9%</td> <td>62.0%</td> </tr> <tr> <td>現在も過去にも関心を持 たことがない</td> <td>29.2%</td> <td>32.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※関心が「大いにある」「多少はある」の合計</p> <p>◆まちづくり活動に参加しにくいと感じる理由</p> <table border="1" data-bbox="1745 1465 2410 1789"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加のきっかけがつかめな い</td> <td>47.9%</td> <td>50.2%</td> </tr> <tr> <td>情報が乏しい</td> <td>選択肢なし</td> <td>40.2%</td> </tr> <tr> <td>参加する時間がない</td> <td>37.5%</td> <td>39.4%</td> </tr> <tr> <td>参加者同士の人間関係が煩 わしい</td> <td>20.6%</td> <td>19.0%</td> </tr> </tbody> </table>		H28	R1	関心がある*	62.9%	62.0%	現在も過去にも関心を持 たことがない	29.2%	32.7%		H28	R1	参加のきっかけがつかめな い	47.9%	50.2%	情報が乏しい	選択肢なし	40.2%	参加する時間がない	37.5%	39.4%	参加者同士の人間関係が煩 わしい	20.6%	19.0%	
	H28	R1																									
関心がある*	62.9%	62.0%																									
現在も過去にも関心を持 たことがない	29.2%	32.7%																									
	H28	R1																									
参加のきっかけがつかめな い	47.9%	50.2%																									
情報が乏しい	選択肢なし	40.2%																									
参加する時間がない	37.5%	39.4%																									
参加者同士の人間関係が煩 わしい	20.6%	19.0%																									

■第4回市民自治推進会議—資料1 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について

札幌市自治基本条例	第3次市民自治推進会議における評価	各条項に係る主な取組・条例等	現状評価・課題抽出
<p>(事業者の責務)</p> <p>第9条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。</p>		<p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・さっぽろまちづくりパートナー協定（包括協定） (H20～、H26：10協定15社 ⇒ R2：18協定25社)</li> <li>・企業によるまちづくり活動の活動数 (H26：11,526回 ⇒ R1：15,423回)</li> <li>・さっぽろまちづくりスマイル企業認定制度 (R1～、R2：登録企業45、認定企業41)</li> </ul>	
<p><b>第3章 議会及び議員</b></p> <p>(議会の役割及び責務)</p> <p>第10条 議会は、本市の意思を決定する機関として、及び執行機関を監視する機関として、その役割を果たすとともに、機能の充実強化に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、政策の形成に反映させるものとする。</p> <p>3 議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うとともに、参考人制度等により広く専門家等の知見を生かすよう努めるものとする。</p> <p>(市民に開かれた議会)</p> <p>第11条 議会は、十分な討論により市政における争点を明らかにするとともに、審議に関する情報を公開することなどにより、開かれた議会運営に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、議会の活動内容に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、広く市民の声を聴く機会を設けるものとする。</p> <p>(議員の役割及び責務)</p> <p>第12条 議員は、この条例に定める議会の役割及び責務を果たすため、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。</p> <p>2 議員は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴き、これを政策形成及び議会の運営に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>3 議員は、調査研究活動等を通じ、議会における審議及び政策立案活動の充実に努めるものとする。</p>		<p>[関係条例等]（第3章全体）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会基本条例（H25.4施行）</li> </ul> <p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットによる議会の動画配信 (本会議：H17～、特別委員会：H24～)</li> <li>・市議会だより等による情報発信（市議会だより：年4回発行、広報さっぽろ「市議会の動き」：毎月）</li> <li>・議会キッズページの設置</li> <li>・常任委員会の公開</li> </ul> <p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・請願、陳情に係る制度運用</li> <li>・政務活動費に係る領収書等の全面公開</li> </ul>	



■第4回市民自治推進会議—資料1 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について

札幌市自治基本条例	第3次市民自治推進会議における評価	各条項に係る主な取組・条例等	現状評価・課題抽出
<p><b>第4章 市長及び職員</b></p> <p>(市長の役割及び責務)</p> <p>第13条 市長は、本市の代表として、事務の管理及び執行、補助機関である職員の指揮監督、内部組織の運営その他の職務を公正かつ誠実に遂行しなければならない。</p> <p>2 市長は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、市政の運営に反映させるものとする。この場合において、市長は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴くよう努めるものとする。</p> <p>(職員の責務)</p> <p>第14条 職員は、全体の奉仕者として、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。この場合において、職員は、市民の視点に立って職務を遂行するとともに、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努めるものとする。</p> <p>(職員の育成)</p> <p>第15条 市長その他の任命権者は、職員の適材適所の配置及び登用、職務能力の開発等を通じて、市民自治によるまちづくりを推進する職員の育成に努めるものとする。</p>	<p>&lt;H28 評価結果&gt;第14条関連</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の責務として、職員が地域活動に率先して参加すべき旨の内容を加えるべきか否かについて検討した。</li> <li>・職員も市民であることから、職員としての立場ではなく、あくまでも市民の1人として、市民と同じ立場で参加を求められているものと考えべき。</li> <li>・ただし、地域におけるまちづくり活動に市の職員が参加することによるメリットがあるので、職員が参加しやすい環境を作ることが望ましい。</li> <li>・職員も、条例の趣旨を十分に理解し、地域との共感・協働の視点を持つべきであり、市民の1人として、地域活動に積極的に参加するように心がけるべきである。</li> </ul>	<p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部統制制度の導入 (R2～)</li> <li>・個別広聴 (本庁市民の声を聞く課、各区広聴係、等)</li> <li>・集団広聴 (市長とじっくりトーク：R1～、延べ3回 サッポロスマイルトーク：H27～、延べ15回)</li> <li>・調査広聴 (市民意識調査：年4回×5,000人)</li> <li>・指標達成度調査 (年1回×4,000人)</li> <li>・市民自治に関するアンケート調査 (H28、R1×480人)</li> </ul> <p>[関係条例等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員のための情報共有・市民参加推進の手引き (H20.12策定)</li> <li>・札幌市職員人材育成基本方針 (H20.3策定、H28.8改訂)</li> <li>・札幌市職員研修規程 (H3.3施行)</li> </ul> <p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民自治推進本部の設置 (H18～)</li> <li>・新採用職員に対する自治基本条例研修 (H19～)、まちづくりセンター研修 (H24～) の実施</li> <li>・市民自治に関する職場研修等の実施 (随時)</li> </ul>	

■第4回市民自治推進会議—資料1 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について

札幌市自治基本条例	第3次市民自治推進会議における評価	各条項に係る主な取組・条例等	現状評価・課題抽出
<p><b>第5章 行政運営の基本</b></p> <p>(行政運営の基本)</p> <p>第16条 市長等は、市民参加と情報共有を基本とした、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。</p> <p>2 市長等は、計画、財政、評価等の制度を相互に連携させ、これらに対応した組織運営を行うなど、総合的かつ計画的な行政運営を行うよう努めなければならない。</p> <p>3 市長等は、まちづくりを進めるために必要な条例の立案及び規則等の制定改廃を適切に行うとともに、法令の解釈及び運用を適正に行うものとする。</p> <p>4 市長等は、本市の関与の大きい出資団体について、その設立目的に沿った適正な運営等の視点から、必要な指導及び調整を行うものとする。</p>		<p>[関係条例等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌市行財政改革推進プラン (H23.12 策定)</li> <li>→H27.12～「まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2015」</li> <li>→R1.12～「まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019」</li> <li>・札幌市行政評価実施要綱 (H17.5 施行)</li> </ul> <p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクションプランに基づく取組の推進 (各年度)</li> <li>・行政評価委員会の設置と行政評価の実施 (毎年度)</li> </ul> <p>[関係条例等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌市市民自治推進本部設置要綱 (H18.12 施行)</li> <li>・札幌市市民自治推進会議規則 (H26.10 施行)</li> </ul> <p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民自治推進本部の設置と進捗管理</li> <li>・市民自治推進会議の設置と条例に係る取組の評価</li> <li>・市民自治を考える市民ワークショップ会議(旧市民まちづくり会議)の開催(毎年度)</li> </ul> <p>[関係条例等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌市出資団体改革新方針 (H21.2 策定)</li> <li>→札幌市出資団体の在り方に関する基本方針(H28.3 策定)</li> <li>・「札幌市出資団体の在り方に関する基本方針」に基づく各団体の具体的な行動計画 (H29.6 策定)</li> <li>・札幌市出資団体の指導調整事務実施要綱 (H10.4 施行)</li> <li>・出資団体評価システム実施要綱 (H14.7 施行、H28.4 改訂)</li> </ul> <p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出資団体改革推進本部の設置 (随時)</li> <li>・行動計画の策定 (随時)</li> <li>・出資団体評価の実施と関連情報公開 (毎年度)</li> </ul>	

■第4回市民自治推進会議—資料1 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について

札幌市自治基本条例	第3次市民自治推進会議における評価	各条項に係る主な取組・条例等	現状評価・課題抽出
<p>(総合計画等)</p> <p>第17条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。</p> <p>2 市は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるため、その計画に関する情報をあらかじめ市民に提供し、広く市民の参加を得るものとする。</p> <p>3 市長等は、総合計画について、指標を用いることなどにより、その内容及び進捗状況に関する情報を市民に分かりやすく提供しなければならない。</p> <p>4 前2項の規定は、まちづくりに関する重要な計画(総合計画を除く。)について準用する。</p> <p>(財政運営)</p> <p>第18条 市は、中期的な財政見通しのもとに、総合計画及び行政評価の結果を踏まえて、予算を編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。</p> <p>2 市長は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければならない。</p> <p>(行政評価)</p> <p>第19条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市長等は、市民の視点に立った外部評価を取り入れるものとする。</p> <p>2 市長等は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、行政評価の結果及びこれに対する市民の意見を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。</p>		<p>[関係条例等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>札幌市まちづくり戦略ビジョン(長期計画、H25策定)</li> <li>第3次札幌新まちづくり計画(中期計画、H23策定)</li> <li>→H27.12～「まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2015」</li> <li>→R1.12～「まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019」</li> </ul> <p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○札幌市まちづくり戦略ビジョン：審議会、市民会議、パブリックコメント、市民参加ワールドカフェ、市民アンケート調査、シンポジウム、ワークショップ等</li> <li>○アクションプラン2019：パブリックコメント、シンポジウム、ワークショップ、市民アンケート調査等</li> <li>○戦略ビジョンにおける「成果指標」(53項目)、アクションプラン2019における「成果指標」(53項目)の設定</li> </ul> <p>[関係条例等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行財政改革推進プラン(H23.12策定)</li> </ul> <p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>予算編成方針及び編成過程の公表</li> <li>広報さっぽろにおける予決算、財政状況等の情報提供</li> <li>財政状況を分かり易く解説したリーフレット「さっぽろのおサイフ」の発行(H14～)</li> </ul> <p>[関係条例等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政評価実施要綱(H17.5施行)</li> </ul> <p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政評価システムの運用(一次評価、二次評価)</li> <li>行政評価委員会による外部の視点からの評価</li> <li>事業評価の公表</li> <li>市民参加ワークショップによる市民意見の収集</li> </ul> <p>※R2年度：市民参加ワークショップは実施せず、「札幌市行政評価パネル展 市民参加と情報共有」をR2.8.4～R2.8.7に実施</p>	

■第4回市民自治推進会議—資料1 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について

札幌市自治基本条例	第3次市民自治推進会議における評価	各条項に係る主な取組・条例等	現状評価・課題抽出
<p>(公正で信頼の置ける行政運営の確保)</p> <p>第20条 市は、公正で信頼の置ける行政運営を確保するため、監査委員制度及び外部監査制度のほか、必要な制度の整備を進めるものとする。</p> <p>2 市は、行政運営における市民の権利利益を擁護し、並びに行政を監視し、及び行政の改善を図るため、別に条例で定めるところにより、オンブズマンを置くものとする。</p> <p>3 市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導その他の行政手続に関して共通する事項を明らかにするものとする。</p>		<p>[関係条例等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査委員条例 (H22.11 施行)</li> <li>・ オンブズマン条例 (H13.3 施行)</li> <li>・ 行政手続条例 (H7.4 施行)</li> <li>・ 札幌市職員等の公益通報等に関する要綱 (H21.10 施行)</li> </ul> <p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査委員、オンブズマン制度の運用</li> <li>・ 公益通報者保護に係る制度の整備</li> </ul>	